

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタ ン	ペンガルハール農村インフラ改善計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	ペンガルハール農村インフラ改善計画に必要な生産物及び役務の購入	1,076,000千円 H26.2.28まで	H25.2.11 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 ジャーゲェト・ルーデイン外務副大臣	H25.2.25 56号
アフガニスタ ン	第二次カブール国際空港駐機場改修計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	第二次カブール国際空港駐機場改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,361,000千円 H29.1.31まで	H25.3.5 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 ザルメイ・ラズール外務大臣	H25.3.18 77号
アフガニスタ ン	デサフ南地区給水施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	デサフ南地区給水施設整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	2,561,000千円 -----	H25.3.5 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 ザルメイ・ラズール外務大臣	H25.3.18 78号
アフガニスタ ン	道路維持管理能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	道路維持管理能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	2,748,000千円 -----	H25.3.5 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 ザルメイ・ラズール外務大臣	H25.3.18 79号
アフガニスタ ン	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、面政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	2,800,000千円 -----	H25.3.5 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 アフガニスタン側 ザルメイ・ラズール外務大臣	H25.3.18 80号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。